

## 第 201 回社会保障審議会介護給付費分科会（持ち回り開催） の概要について

令和 3 年 6 月 25 日

社会保障審議会介護給付費分科会会長

田中 滋

第 201 回社会保障審議会介護給付費分科会における議題「地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保に向けた運営基準等に関する事項に係る諮問について」について、社会保障審議会に諮問が行われたが、当分科会として、諮問のとおり改正することを了承するとの結論を得て、社会保障審議会会長に報告した。

なお、委員からは以下の意見があったことから、社会保障審議会介護給付費分科会会長として、自治体において小規模多機能型居宅介護の制度趣旨を踏まえて定員が定められていることを踏まえつつ適切に判断いただくとともに、厚生労働省においても施行後の状況の把握を進められることを求めたい。

（委員からのご意見）

委員名（敬称略）	ご意見
石田 路子	<p>小規模多機能型居宅介護サービス事業は今後も増えてほしいと考えておりますし、その定員数について「従うべき基準」から「標準基準」への緩和は、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進するためにも妥当であると考えます。</p> <p>ただ、標準基準については地方自治体によってその合理性に関する説明責任があるという規制があり、この点は重視する必要があると思われます。ひとつひとつの事例に関しても、定員数増については「確かにその必要性がある」状況や理由が明示されるべきと考えます。とくにスタッフの労働過重化になっていないか、利用者へのサービスの質が担保されているかどうか等についても合わせて報告・確認が必要なのではないかと思ひます。</p>
伊藤 彰久	<p>小規模多機能型居宅介護の登録定員等は利用者の人権に関わるもの。地域密着型サービスの適切な提供、サービスの質、利用者の納得の観点から、慎重な検討が求め</p>

	<p>られる。審議会で発言したとおり、「従うべき基準」から見直すことには反対。</p> <p>今回、「標準基準」に見直しがされ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されることになる。法令の標準とする範囲内でなければならないということが原則であり、仮に標準とは異なる内容を定める場合には、きちんとした説明責任が果たされるよう、地方自治体に丁寧に周知いただきたい。</p>
江澤 和彦	<p>小規模多機能型居宅介護は、在宅限界を高めるために創設されたサービスであり、中重度者を在宅で支える仕組みが役割として期待されております。</p> <p>また、「小規模」として、利用者と職員がなじみの関係を築くために、登録定員、通い・泊りの利用定員の上限が定められており、その主旨に鑑み、本来の理念と役割が発揮されるよう、適切な規模を検討すべきと考えます。</p>
長内 繁樹	<p>今回の諮問事項については、全国市長会として、地方分権を進める立場から、現場における課題解決に資するものとして積極的な検討を要望してきたところである。</p> <p>今回の改正により、各自治体は条例により、地域的な状況や利用ニーズに応じた登録定員及び利用定員の基準設定が可能となる。</p> <p>このことから、介護需要が逼迫している地域やこれから参入する事業者にとって選択肢が広がることとなり、これからの介護需要に応えるための方策となる。</p> <p>保険者としては、今回の改正を踏まえ、介護サービスの質を確保しながら、現場や利用者に最も望ましい形できめ細やかなサービスが提供されるよう、引き続き努力していく所存である。</p>
鎌田 松代	<p>今回の基準の見直しで、小規模多機能型居宅介護のよさである「小規模」「馴染みの関係性」が定員を増やすことで、小規模といえるのか。小規模とは何を指しているのかとなります。</p> <p>定員が増やされ、多くの利用者が利用している中では</p>

	<p>認知症の人は情報量が多くなり、混乱してしまうことが多くなります。</p> <p>定員増により利用者・職員も多くなり馴染みの関係性の構築も困難となり、混乱に拍車がかかることを懸念します。このため、関連する法律・省令の施行に際しては、①自治体が小規模でなじみの職員による家庭的なケアを実施するという小多機の制度趣旨を踏まえて定員が定められるよう、留意すべき事項をまとめた施行通知を发出すること、併せて、②施行後、改正規定の運用の実態を調査し、きちんとサービスの質が確保されているかについて、次回改定までに介護給付費分科会に資料を提出の上、検証を行うべきです。</p>
黒岩 祐治	<p>議題について、地域の実情に合わせた柔軟な対応を可能とするものであり、賛成します。</p>
小泉 立志	<p>地域の実情に応じたサービスの提供の観点から、適切で妥当な規程省令の改正と考えます。</p> <p>ただし、小規模多機能型居宅介護の機能や在り方が損なわれることがないように担保される必要があると考えます。</p>
東 憲太郎	<p>小規模多機能型サービスは、小規模で馴染みの空間で家庭的なケアの実施が求められ、登録定員等が定められている。</p> <p>その小規模多機能型サービスである「小規模多機能型居宅介護」の登録定員等が「標準基準」になったとしても、登録定員等を見直す際には、その本来の理念と役割を逸脱しないことが望まれる。</p>
藤野 裕子	<p>地域の特性に応じた柔軟な運用がなされることによりサービスの整備が進むことは良いことですが、その際、利用者・働くものにとって不利益がないことが前提条件となります。地方自治体において基準を定められる際は、利用者の尊厳やサービスの質が損なわれないよう十分ご検討いただきたいと考えます。</p>

正立 齊	<p>この度の諮問内容は当分科会の審議報告（「標準基準」に見直す）に即しており、諮問書のとおり省令を改正することについて異論はありません。</p> <p>運用に際しては、サービスの質（なじみの職員によるサービス提供等）が十分担保されるよう配意願います。</p>
------	--